

# OPINION オピニオン・スライス 拡大版 SLICE

# 対談

【実施日】  
2016年2月2日(火)  
於 大阪市役所

大阪市

大阪弁護士会

## 吉村洋文市長 松葉知幸会長

2015年12月19日より新たに大阪市長に就任した吉村洋文市長と松葉会長との対談を行いました。吉村市長は、53期の当会会員であり、市長としての抱負、政治の世界に入ったきっかけ、弁護士会の役割から若手弁護士への提言まで話題は尽きず、ざっくばらんに語り合いました。

### 1. 市長の施政方針

— 施政方針として「市民サービスの拡充」「大阪の改革と成長」を掲げられています。特にどのような点に重点的に取り組みたいとお考えか、お聞かせください。

吉村 まず、僕は「教育」は非常に大事だという認識を持っています。成熟都市である大阪がさらに成長していくためには何が必要かと考えたときに、教育だと思っているんです。特に少子高齢化が現実視される中で、そこでも大切なのはやはり教育だろうと。教育を充実させていくこと、これが大阪の

さらなる成長の土台というか、足腰の強さになってくると思っていますので、特に教育の分野を充実したいと思っています。支援を必要とされる方向への行政サービスは当然やりますけれども、長いビジョンで見たときには、そのきっかけを今つくっておくことが将来の大阪にとって大事だと思っています。そういう意味で、子どもの教育の無償化、また医療費もそこに密接に関連しますので、子どもの教育・医療費の無償化都市大阪を目指すということをまず1つの大きな題目として掲げています。

基礎自治体である大阪市には大阪市立大学がありますが、基本的には幼

児教育から中学校までの初等中等教育が管轄になりますので、まずは幼児教育の5歳の無償化を今年の予算で取り組んでいきたいと思っています。これが4歳、3歳と、当然財源との調整はあるんですけども、下げていって、何とか社会全体が教育を重視していこうよという方向に向かっていくようにリードしたいと思っています。

もう1つは、都市の成長です。大阪は経済都市ですから、この経済都市を成長させていくためには、府と市が一体になって副首都推進を目指すということをしています。僕が市長になっても思うんですけども、府



## Profile

平成10年 司法試験合格  
平成12年10月 弁護士登録(53期)  
平成16年11月 大阪弁護士会登録  
平成23年4月 大阪市会議員当選  
平成26年12月 衆議院議員当選  
平成27年12月～ 現職

と市の二重行政は確かにありますので、その二重行政をなくして、大阪が一体となって成長を目指せる、そういった行政組織をこれからの時代は目指していかなければならないと思っていますので、そのあたりを何とか中心に見据えながら進めていきたいと思っています。

他によく指摘されるのは待機児童の問題ですね。待機児童を解消することにも積極的に取り組んでいます。中には、教育無償化よりも待機児童の問題が優先だという声はいただきますが、そこは優先順位という関係ではない部分もあって、待機児童は待機児童でやらなきゃいけないと思っています。

大事なことは、教育がいかに重要であるのかとしっかりメッセージと具体策を出す必要があると思っていますし、今回、僕が幼児教育の無償化と言っているのは、子育て世代に対する支援という副次的な効果は当然出てくるんですけども、思いとしては教育、子どもそのものに投資する、大阪の未来に投資する、そういう観点でやっていますので、いわゆる所得制限をつけずにするとメッセージを打ち出しています。

## 2. 弁護士と自治体との協力関係

松葉 大阪弁護士会としては、特に子どもの教育に関しては、消費者保護委員会や子どもの権利委員会、あるいは法教育委員会が一生懸命取り組んでいるんですけども、まだまだ広がりが足りない。それは行政から弁護士会に頼むという発想が一般的にあまりないんですね。ただ、法律とは何なのかとか社会の秩序をつくるというルールを

感覚として早く分かってもらうというのは、有権者が18歳になっていることも含めると絶対必要だと思います。市長であり、かつ弁護士というポジションをお持ちなわけですから、法の支配、あるいは法律を若い人には是非知っていただくために、弁護士の活用を特にお願いしたいと思います。

吉村 僕自身、真剣に弁護士を目指そうと思ったのは高校のときでして、公立の生野高校だったんですけども、そこへ現役の弁護士が来て、弁護士の仕事はこういうことなんですよと。あるいは政治家も来ましてし、社会で活躍している生野高校卒業の先輩が来てそういう話をする、それがきっかけでした。若い高校生などにそういった仕事人、あるいは弁護士とはどういうものなのかということに触れてもらうというのも有意義なことだろうなと思います。

ただ、弁護士の活躍の分野は、僕はもっともっと広がっていいのかなと思っています、これまでの特定の依頼者のために法廷に行く、あるいは交渉するという業務はもちろん大事ですけども、僕はもっともっと広がりのある職業だと思っていますし、そうすることが社会に貢献するんだろうなとも思っています。特に大阪市は基礎自治体ですから、市民の皆さんにいろいろな市民サービスを提供していますので、区役所の法律相談もしていますし、あるいは区役所のリーガルサポーターズのような形で、区役所として何か相談したいというときに気軽に相談できる弁護士がいるというのは、円滑な業務を進めていく上でも大事だと思っています。そういった取り組みは本当に広がっていくべきだと思います。さまざまな専門知識もありますので、今大阪市では児童虐待の支援をするというの……

松葉 これも弁護士会の子どもの権利委員会の関係でも大分入っています。

吉村 はい。入ってもらっていますし、例えば児童虐待についても、さまざまな専門知識を持った大人がしっかりとサポートをする。僕も弁護士ですが法的な側面だけではだめだと思うし、ただ、法的な部分で補えるのは弁護士ですし、弁護士しかできないところもあると思います。そういったことがさまざまな分野であると思うんですね。大阪市役所でもリーガルマインドを持った人に入ってもらおうというので、たしか5人ぐらいかな、インハウスローヤーみたいな形で……

—— そうですね。大阪市は、任期付公務員で常勤の方が7名いらっしゃいます。

吉村 任期付きは専門的な知識を生かしてその上でというので任期の範囲内ですけれども、そうじゃなくて、弁護士資格を持たれて役所のまさに職員として活躍されている方もいらっしゃいますし、おっしゃるように任期付きでされている方もいらっしゃいます。

それから、これはありがたいと思うのは、各種審議会等で専門家から意見を聞いて客観的な意見をいただきたいというときに、弁護士には多くの審議会であったり、そもそも執行機関としてもですが、有識者として入っていただいていますので、それも広げていきたいと思っています。

具体的には債権回収分野でも市営住宅の使用料であったり、土地の賃借料であったり、契約に基づいて払っていただける分は当然、ちゃんと理由があって払えない人は仕方がないですけども、そうじゃなくて払っていない方もいらっしゃることに、しっかりとプロとして回収することでも一部お願いしています。そうやって回収したものは次の市民サービスに当てられる。公平な行政を実現する上でも大事ですので、そういった意味で専門家の力をかりるのは今、大阪でも取り組んでいますし、これからは行政

連携という意味ではさせていただきたいと思っています。

あとは、僕自身が弁護士という立場からも、行政に限らず、もっともっと活躍の場面というのはあるんじゃないのかなというふうに思うんですね。地方議員であれ国会議員であれ、政治の世界で、僕も市長ですけれども、法的な知識、素養があるわけですから、それが立法の分野で出てくる、あるいは行政の分野で出てくるというのは、僕は大阪弁護士会がもっともっと広がっていいんじゃないかと思っています。

—— 非常に心強いです。

吉村 一部リスクを負わなきゃいけないところも出てきますけれども。

### 3. 大阪の弁護士と東京の弁護士の違い

—— 話は変わりますが、大阪弁護士会登録までの数年間はどちらか別の単位会に登録しておられたんですか。

吉村 東京弁護士会にいたんです。53期で登録して、4~5年、東京弁護士会で勤務弁護士として業務をして、そこから大阪弁護士会です。地元が大阪なので戻ってきて、共同事務所を経営し始めたということです。

—— 東京と大阪とは大分違いはありますか。

吉村 東京はやはり、僕の事務所もそうでしたけれども、専門化されているところがあると思います。首都ですし、企業も集積していますから、例えば知財の分野、人事の分野、あるいは消費者保護の分野、そういう分野分けがある程度進んできていると思うんですけども、大阪は中小企業のまちですし、あらゆる分野というか、総合職というか、言い方はいいのか悪いのか分かりませんが、まちのお医者さんじゃないですが、親身になっていろいろな分野で活動できる、そういったよさが大阪にはあると思います。ですから、それ

をもっともっと、さっき言った行政分野もそうですし、さまざまな分野に広げていったらいいんじゃないのかなと思います。

—— 東京は3会ありますし、行政連携といつてもどの会とするのか、行政の担当の方もやりにくいところがあるみたいですが、大阪は1つです。

松葉 それは強みですよ。法律相談でも大阪が最初に相談センターをしっかりと作り、ほとんどの府下の自治体と契約して相談業務を担うように昔からできていますけれども、東京はそれがありません。地区法曹という戦前からの一種のグループがあって、3会があるがゆえに弁護士会としてなかなかまとまって対応できない。自治体との関係は大阪のほうがずっとうまくいっていると思います。だから、その強みはもっと発揮できるかなと思いますので、是非よろしく願います。

吉村 はい。大阪弁護士会はアットホームというか、1つにまとまってきているという感じがありますね。

—— 会派の組織率は大阪では85%、90%ぐらいですが、東京弁護士会は4割ぐらいなんです。そうすると、あの広い東京で6割の人たちが会との接点がありません。どうしても顔が見えなくなってくるので、会運営はなかなか大変だということは交流会などでお聞きます。

### 4. チャレンジすることの大切さ

吉村 今、弁護士が増員時代で、会として若い会員をしっかりとサポートすることもなかなか課題であるのかもしれない。

—— それに関連して、若干お聞きします。衆議院議員、市長を経験された立場から見た大阪弁護士会を含めた弁護士全体に対して、期



待すること、注文点など忌憚のないご意見をお願いします。

吉村 僕も53期の弁護士会に所属する仲間という視点で言わせていただけたら、もっともっといろいろな分野にチャレンジすべきだと思いますし、そのチャレンジすることができていないと思っています。それは個々の弁護士の判断もあるかもしれないですけど、僕は弁護士増員時代が別に悪いとはそんなに思っていないで、ただ、だからこそこれまでと同じようなスタイルではなくて、特に新しい先生にはこれまでの常識を越えてさまざまな分野にチャレンジしてもらいたいと思っています。

僕自身も、最初は大阪市議員から始めました。これは地方議員です。よく言われたのが、弁護士をやっているのに地方議員をやるの?と、そんな意見を聞きましたが、僕はそれは違うと思っています、それこそ弁護士の、ある意味特権意識じゃないですけど、そういったところから来る批判だと思って

います。そうではなくて、弁護士全体が持てる能力をどんどん発揮することがやはり大事だと思います。そういった意味では、僕は地方議会に入って、さまざまな条例であったり、市政運営を進めていく上で法律的知識はすぐ役に立ちました。地方議会というのはあくまでも例ですけども、これまでの常識にはない分野にどんどん専門知識を持ってチャレンジする、そんな弁護士会であってほしい。若い会員には特に、就職先がないないと言うのではなくて、いろいろなチャレンジをしていくことが大事なんだろうなと思っています。

## 5. 弁護士出身政治家のメリット

—— 弁護士の資格で自治体の議員や国会議員に就任して、これはよかつたな、役に立ったなということはあるですか。

吉村 これまで司法試験で学んできた法律の素養であったり、あるいは実務

で培ってきた交渉力が如実に反映されるのは、僕は圧倒的にこの政治の世界だろうなと思っています。大きなアドバンテージを持ちながら入ってきたという認識があります。条例をつくったりチェックするときもそうです。

僕が国会議員だったときの安保法制も、憲法の範囲内で何ができるのかという視点をもとに法律を見ますし、そういった目線で、僕は維新の党という党に所属していましたが、憲法の範囲内で国際社会に対して最大できること、日本の防衛に対してできることという視点で動きましたけれども、出発点にあるのは、憲法というのが行政の力、権力を縛るものとして一番上にあるんだという認識で、じゃあどういことが許容されるのか、そういう思考というのはやはり法律を勉強してきたから出るんだろうなというのはありました。

そういった意味で、法律をつくる、使うの差ですから、政治の世界では共通する部分が非常にあったからある意味理解が進みやすいと思います。ですので、まさに政治の分野にはどんどん参加すべきだと思います。どの党でもいいし、どの自治体でもいいし、どの立場でもいいので、政治の世界にどんどん飛び込んでいって、リスクはありますけれども、やったらどうですかね。松葉 議員は失職したらただの人になるとよく言うけど、弁護士という資格を持っている強みというのもやっぱりあるだろうと思います。

吉村 そういう強みももちろんありますね。会社員でも政治の世界にチャレンジして、ちゃんと政治の任期を満了したらまた受け入れるところも増えてきているみたいですけどもまだまだ少数ですので、弁護士の場合は、資格がある中での活動になりますから、そういった意味でもアドバンテージはあると思います。

## 6. 弁護士から政治家になった動機

松葉 市長が弁護士になった後、そこから政治家を目指された一番の動機、きっかけは何ですか。今、若い人にメッセージを送っていただいたんだけど、決断となるとなかなか難しい人が多いだろうと思うんですね。

吉村 弁護士業務というのは、どちらかという特定の依頼者との関係で、過去に起きた案件についてその利益を守る事件処理をして権利を確保する、それがまず1つ。それから、そういったことが起きないように予防法務を張るというのはあるんですけど、あくまでもピンポイントなんですよね。例えば社会全体をよくする、これから社会全体を変えていくということに関していうと、僕はやっぱり政治であり行政だと思います。

僕は、大阪の地盤沈下を何とかとめて、大阪を成長させていきたいという思いがあって、それは弁護士ではできないんです。弁護士は個々の依頼者との関係では非常に充実した仕事だと思っていますし、非常に魅力的な仕事だということは今でも思っています。だけど、社会全体を前に進める、大阪が地盤沈下しているという大きなテーマに対して正面から取り組むということは、僕は政治の世界でしかできないことだと思っています。僕はそれをやりたくて政治の世界に飛び込みました。

そういう意味では、ジャンルが全く違うのかなと思います。先ほど申し上げた法律とか実務の点では共通している部分はあるんですけど、過去をたどっていくのか、新しいものをつくっていくのか、ここは大きく違うのかなと。それと、ピンポイントの対応をして、そこで個人、個々の権利を守っていくのかというの大きな違いかなと思います。三権分立の基本的な考え方ですけども、少数者の権利を守るという例

の司法権の範囲内の仕事と、行政、立法というのは、基本的には新たなものを多数意見を形成しながらつくると。

松葉 もっとダイナミズムがある分野ですよ。

吉村 そうですね。例えばこれからの社会にとって教育が大切だから、子どもの教育を無償化したい、5歳から幼児教育を無償化するということは、弁護士には絶対できないことですね。これは一例ですけども、そういった意味では、僕は地盤沈下する大阪をよくしたいというのが漠然とありました。

松葉 それは郷土愛ですか。

吉村 郷土愛ですね。それがひいては日本の成長にもつながると思っています。東京一極集中はもうもたないと思っていて、それを変えていく最初の突破口は、やっぱり大阪だろうと。東京一極集中をまず大阪で変えて、その先もさらにあるんですけども、1発目の切り口はやっぱり大阪であり、それが日本にとっても必要なことだと思っています。最終的には愛国心みたいなところですね。郷土愛であり愛国心が自分の原動力の根本になっているところです。

## 7. 弁護士会や若手弁護士へのメッセージ

松葉 そうすると、若い人にそういうモチベーションを持ってもらわないかと、まずはそこからですね。

吉村 そうですね。これは1分野ですけど、若い人には、これまでの弁護士業務のスタイルだけじゃないよと。政治、行政は非常に親和性の高いところですが、それ以外のビジネスの分野でもいいと思います。資格を取ったらどこかの事務所に就職して裁判所に行くと、そういう固定観念にとらわれる必要はないだろうと思っています。だから、どんどんいろいろな分野で活躍するべきだと思います。

—— 今、弁護士会は司法試験合格者

数について大激論しているんですけども、会員でありつつ、外の世界から見ているかがですか。

吉村 何が適正かは弁護士会でしっかり議論して決めたらいいとは思いますが、すけれども、僕が思っているのは、多かろうが少なかろうが活躍の場をもっと広げるべきだということです。僕は、何人が多いか少ないかは分からないですけれども、分野という意味では狭過ぎると思っています。

—— 以前、衆議院議員として弁護士会の新年会でご挨拶いただきました。そのときに、若手弁護士の育成をもっと弁護士会は考えていけないとダメじゃないかとおっしゃっていました。

吉村 そうですね。若手もやっぱりつらいと思うんです。急に人数が増えて、就職もなかなか決まらなくて不安になるということも現実問題としてあると思います。そういった点については、これまで大阪でやってこられた先輩方がしっかり若い人たちをサポートすることが必要だと思いますし、そのサポートの仕方として、就職をしっかり援助したり、あるいはOJTをしっかりやっていくということも必要だろうと思いますが、僕が思うのは、若い人がチャレンジするというのは個人でやるべきこともありますけれども、個人でできない領域はやはり弁護士会として将来の若手のためにもしっかり活動するということが大事だと思っています。

例えば行政の分野で、大阪市という大きな基礎自治体と弁護士会が連携できる場所を探りましょうというのは、これは弁護士会という組織じゃないとなかなかできないでしょうし、それはさまざまな分野があると思います。そういうさまざまな分野にアプローチしていくというのは、若手に限らず、僕は弁護士会という組織自体も、今まであった弁護士の姿とは違う分野を広げていく活動をやってあげないと、若手

だけの力ではしんどいところはあると思います。もちろん本人も挑戦して覚悟を決めないといけないですけども、会としてそういったところをみてあげないと、若手からすると、弁護士会って何なのみたいになってくるんじゃないですかね。

松葉 おっしゃるとおりです。

大阪でもそうですし、特に日弁連では、まさにおっしゃったような意味での業務活動領域の拡大を大きな柱の1つにして、法律サービス展開本部を3年ほど前からやっています。行政、企業、中小企業も含めてどうやってかわかっていくのか、海外展開にどうかかわっていくのか、いわば拡大戦略本部みたいなものをつくってやってはおるんです。ちょうど私が日弁連で担当でもあるんですが、弁護士会として動くということの難しさ、つまり例えば日弁連だったら産業界、経団連とかいろいろなところと懇談会をやったりというのはあるんですけども、弁護士が入っていくことの意味とか意義、有用性というもののそもそものがあまり伝わってないんですね。単にコンプライアンスだけの問題ではなくて、リーガルマインドを持った人間がいるということがどれだけ意味があるかということ、弁護士会は説明するけれども、例えば企業にはなかなかぴんと来ない。今までと同じように、法律問題が起こったときに使えばいい存在みたいなイメージにどうしてもなっている。それを変えていかなきゃいけないのがなかなかスムーズにはいかない。少しずつは広がっているんですけどね。

それから、自治体もやっここ数年急激に広がって、弁護士資格を持った状態で自治体に入っている人はこの7~8年で10倍ぐらいに増えてきています。それも自治体が弁護士が存在することに意味がある、それだけの使い勝手がある、自治体の行政サービスの面でも非常に役に立つ存在だと言われる

ようになって、やっ少しづつ広がってきています。おっしゃるようにもっといろいろな分野があると思うんですけども、やっぱり今まで遠い存在だったんですね。その遠いというところをどうやって垣根を低くして分かってもらえるかというのがまさにぶつかっているところなんです。

吉村 これは市長という立場もありますけれども、僕が弁護士会の後輩だという目でお聞きいただきたいと思うんですが、若手が弁護士会の中で改革的に入っていくとか、それこそ突き上げていく若手ももっと出てきていいのかなと思います。例えば弁護士会の会長選挙もありますけれども、若手として、こういう政策をやってくれというような、弁護士会の中での突き上げというのは若手はもっとやってもいいんじゃないのかなと思います。

—— 活性化にはなりますよね。

吉村 そうですね。そういうのがあって初めて先輩方もしっかりと聞いてくださると思います。選挙なんていうのはまさに緊張感の連続です。勝つか負けるかの中で選挙をやっているわけですから、若手も、自分たちの意見を反映したいのであれば、お願いじゃなくて、自分たちでやるぐらいの気概を持って、弁護士会の中で声を上げるというのがもっともっと出てきてもいい

んじゃないかとは思いますが。

松葉 現在の弁護士会の人口構成は登録10年以下の方が半分なんです。ところが、弁護士会の総会に何人の人が来るのかという、会員数が半分だった時代と変わらないんです。要するに、増えた若手たちはほとんど総会に出席しない。それは議案の問題もあるんでしょうけれども、結局、自分たちとは全然関係のないところで会務が動いている。自分たちが関わろうという意欲をあまり出してきていないという状況です。

吉村 若手で少し余裕のある人を担ぎ上げて、弁護士会の選挙に立候補してもらったらいんじゃないですか。物事を変えるときは、誰かがリスクをとらないと変わらないですね。若手の中で現状が不満だという声を僕もよく聞きますけれども、それだけじゃ絶対変わらないと思います。日々の業務が忙しいのは僕も弁護士だからよく分かりますけれども、まさに会長を決めたり、いろいろなことを決めるというのは、選挙で民主的に決められているわけで、投票という仕組みがあるわけですので、こういった政策をやりようという人が出てくることを期待しています。

松葉 私も、若手が弁護士会にもっともっと積極的に関わってくれることを期待しています。



【聞き手】 中務正裕(副会長)、岸本佳浩(行政連携センター運営委員会副委員長)、矢倉昌子(広報委員会委員)、伊田真広(広報委員会委員)

【写真】 武田真実